

廿日市小学校 PTA 規約 (Ver.7)

第1章 名称と事務局

第1条 この会は、廿日市小学校 PTA と呼び、事務局を廿日市小学校に置きます。

第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教職員が互いに協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかることを目的とします。

第3章 活動方針

第3条 この会は、教育を考える民主団体として、前条の目的を達成するため、次の方針にしたがって活動します。

- (1) 家庭と学校と地域社会との緊密な連絡をはかり、児童・青少年にとって、よりよい教育環境・生活環境の実現につとめます。
- (2) 自覚と責任を持った保護者・教職員となるように、会員相互の研修と親睦を図ります。
- (3) 自主的な団体として、学校の人事、管理等に干渉しません。又、特定の政党・宗教を支持することなく、営利を目的とする行為は行いません。

第4章 会員

第4条 この会の会員は、廿日市小学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者と、同小学校に勤務する教職員で、すべて平等の権利と義務を持ちます。

第5条 会員は、この会の活動を推進するために設けられた各委員会の活動に協力します。

- 2 会員は、廿日市市 PTA 連合会・広島県 PTA 連合会・日本 PTA 全国協議会の会員となります。

第6条 会員は、1世帯につき月額300円の会費を納めるものとします。

第5章 会 計

第7条 この会の経費は、会費及びその他の収入によってまかなわれます。

2 会計は、一般会計と特別会計及びベルマーク会計に分かれます。

第8条 予算は総会で決議された予算に基づいて行われます。

2 決算は、会計監査をへて総会で報告され、承認を必要とします。

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わります。

第6章 役 員

第10条 この会に、次の役員をおきます。

会長 1名 副会長 3名 名誉会長 1名

総務 3名 書記 1名（総務と兼ねることができる）

会計委員 3名

役員は、他の役員・会計監査委員・選挙管理委員を兼ねることはできません。

（ただし、教頭を除きます。）又、顧問1名をおくことができます。

2 役員任期は1年とし、再任は妨げません。ただし、任期終了後も新役員が選出されるまでは、その任務を行います。

3 会長に欠員が生じた場合は、副会長が昇格します。副会長・総務・書記・会計委員に欠員が生じた場合は、運営委員で補充の選出をします。

第11条 役員選出は、次のとおりです。

(1) 会長・副会長は、立候補者と推薦委員会で推薦された候補者とを総会に出席した会員の無記名投票により選挙し、多数決によって選出します。

(2) 名誉会長には学校長が就任します。

(3) 総務・書記・会計委員は、会長が委嘱します。ただし、総務の1名は教頭とし、会計委員を兼ねます。

(4) 顧問は、この会の会員又は元会員で、かつ、会長または副会長経験者を会長が委嘱します。

第12条 役員は、次の任務を行います。

(1) 会長は、会の代表者として会務を総括し、総会及び運営委員会を招集します。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は任務を代行します。

(3) 名誉会長は、学校管理並びに教育上の立場から、各委員会に出席し意見をのべます。

(4) 総務は、総会及び運営委員会の議事、この会の活動に関する事項・書類等を記録、保管し、この会の庶務を行います。

- (5) 書記は、総会及び運営委員会における議事の記録や保管、PTA 会員に発行する書類を作成、印刷、配布等を総務と協働し行います。
- (6) 会計委員は、総会で決められた予算に基づいて会計処理し、総会で決算報告をします。又、この会の財産を管理します。
- (7) 顧問は、この会の重要な事項について相談のあるとき、経験者の立場から意見をのべます。ただし、議決権はありません。

第7章 会計監査委員

- 第13条 この会の会計を監査するため、2名の会計監査委員をおきます。
- 2 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げません。ただし、任期終了後も新役員が選出されるまでは、その任務を行います。
- 第14条 会計監査委員は、立候補者と、推薦委員会で推薦された候補者とを総会に出席した会員の無記名投票により選挙し、多数決によって選出します。選出方法については細則で定めます。
- 第15条 会計監査委員は、総会において会計監査報告を行います。又、必要に応じて、随時会計監査を行うことができます。

第8章 総 会

- 第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次のことを審議し承認又は決定します。
- (1) 前年度活動報告・会計報告
 - (2) 当年度活動計画・予算計画
 - (3) 役員を選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他の重要事項
- 第17条 総会は、定期総会と臨時総会とします。
- (1) 定期総会は、年度始めに開催とします。
 - (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催します。
- 第18条 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立します。やむをえず総会に出席できない会員は、委任状を提出することができます。
- 2 総会の議事は、出席者全員の過半数で決めます。

第9章 運営委員会

- 第19条 運営委員会は、顧問を除く役員と、常置委員会と（規約第23条2を参照）の委員長、及び臨時委員会のある場合はその委員長をもって構成されます。

第20条 運営委員会の会務は、次のとおりです。

- (1) 常置委員会の連絡調整をはかり、年間の活動計画及び予算を立案します。又、総会の議事・日程をまとめます。
- (2) 総会で承認された事項を処理し、次の計画を資料とします。
- (3) 補正予算を立案し、特別会計等の用途を決めます。
- (4) 委員の中の1名が、総会の議長を務めます。
- (5) 学校給食について研究し、内容の改善等について調査、協力します。
- (6) その他必要な事項について、協議又は決定します。

第21条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき開催します。

第22条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立します。

- 2 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決めます。

第10章 常置委員会・臨時委員会

第23条 この会の活動を推進するため、各学級・各地域から委員を選出し、教職員若干名とともに常置委員会を置きます。

- 2 常置委員会として、文化委員会・生活委員会・校外活動委員会・広報委員会を置きます。
- 3 常置委員会の委員長・委員の任期は1年とし、再任は妨げません。
- 4 常置委員会は、委員長が必要と認めたとき、開催します。

第24条 特別な事項について必要のある時は、運営委員会の協議をへて、臨時委員会を設けることができます。

第25条 各委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立します。

- 2 各委員会の議事は、出席者の過半数で決めます。

第26条 各委員会についてその必要な事項は、細則で決めます。

第11章 推薦委員会・選挙管理委員会

第27条 会長、副会長及び会計監査委員の候補者を推薦するため、推薦委員会をおきます。

第28条 会長、副会長及び会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会をおきます。

第29条 各委員会について必要な事項は、細則で決めます。

第12章 個人情報保護

第30条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別途定め、適正に運用するものとする。

第13章 細則・規定

第31条 この会の運営に必要な細則・規定は、運営委員会で協議し、構成員の3分の2以上の賛成があれば改正することができます。改正案は、運営委員会の1週間前に各構成員に知らせなければなりません。

2 改正の結果は次の総会で報告しなければなりません。

第14章 改正

第32条 この規約を改正するときは、総会の1週間前に改正案を全会員に通知し、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

附則 1 この規定は平成5年4月23日に改正、実施されました。(Ver.2)

附則 2 この規定は平成11年4月23日に改正、実施されました。(Ver.3)

附則 3 この規定は平成20年4月26日に改正、実施されました。(Ver.4)

附則 4 この規定は平成22年4月17日に改正、実施されました。(Ver.5)

附則 5 この規定は平成26年4月19日に改正、実施されました。(Ver.6)

附則 6 この規定は平成31年4月20日に改正、実施されました。(Ver.7)